議 事 録

会議名 第55回広島市中央卸売市場開設運営協議会

日 時 令和2年1月31日(金) (自)午後3時30分 (至)午後5時05分

開催場所 広島市西区草津港一丁目8番1号 広島市中央市場管理事務所 3階大会議室

公開・非公開の別 公 開

出席者

1 委員(区分別) 20名中16名

学識経験者:水永委員、矢野委員、髙橋委員、大下委員、月村委員

卸売業者 : 豊後委員、山本委員、西尾委員

仲卸業者 : 佐古田委員、井野口委員、住田委員、花田委員(売買参加者兼)

売買参加者:山口委員、土岡委員、宮本委員、小坂委員

2 開設者 9名

中央卸売市場長、食肉市場担当部長、東部市場長、中央市場市場総括担当課長中央市場市場整備担当課長、中央市場業務担当課長、食肉市場管理担当課長食肉市場業務担当課長、東部市場次長

- 3 傍聴者 2名
- 4 報道関係者 0名

議事

1 議 題

- (1) 広島市中央卸売市場業務条例等の改正について
- (2) その他

司会(益永市場総括担当課長)

ただいまから、「第55回広島市中央卸売市場開設運営協議会」を開会いたします。 委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、中央市場 市場総括担当課長の益永と申します。

この度の開設運営協議会の開催にあたりましては、日程調整に手間取り、委員の皆様には大変御迷惑をおかけしましたこと、事務局としてお詫び申し上げます。

失礼いたしまして、着座にて進行させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、委員の過半数の出席により成立することとなっております。本日の出席委員は16名で、過半数の委員の方が御出席ですので、会議は成立しております。

続きまして、御手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

順番に、本日の会議次第、配席図、委員名簿、

続きまして、審議事項に関する資料でございます。右上に資料と書いております 「広島市中央卸売市場業務条例等の改正に関する概要」です。

今申し上げた資料が御手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。(委員に不足資料無き旨確認)

本日の協議会は、第22期の委員として御就任いただきまして2回目の協議会でございます。昨年3月20日の開催から、お二人の委員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、東部市場の卸売業者、株式会社 TOKA の代表取締役である、西尾委員でございます。

続きまして、食肉市場の広島市食肉市場売買参加者組合の理事長である、花田委員でございます。

なお、渡邉委員、竹原委員、出水委員、出田委員の4名におかれましては、御欠 席との御連絡をいただいております。

それでは、会議次第によりまして、中央卸売市場長から、挨拶を申し上げます。

開設者(千原中央卸売市場長)

中央卸売市場長の千原でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず最初に、この開設運営協議会の開催に当たり、不手際がございましたこと、 お詫び申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、第55回広島市中央卸売市場開設運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、中央卸売市場の業務運営につきまして、御指導、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、改正卸売市場法が本年6月に施行されることに伴いまして、広島市中央 卸売市場業務条例等を改正する必要があることから、その内容について御審議をい ただくものでございます。

卸売市場を取り巻く環境が大きく変化する中にありまして、本市の卸売市場は、市民等に生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラとしてその役割を今後も安定的に、着実に果たしていく必要がございます。そのためには、法改正の趣旨を踏まえまして、産地や実需者の皆様の多様なニーズに的確かつ柔軟に応えられる取引環境を整備する必要がございます。また、市場の活性化を図ると同時に、公正な取引や食の安全安心を確保していくことが重要であると考えております。

こうしたことから、この度の条例改正につきましては、基本的に規制は緩和しつ つ公正な取引環境を確保したうえで、事業者の皆様の創意工夫がより一層生かされ る市場となるよう改正するものでございます。

本日は、皆様からの忌憚のない御意見を拝聴させていただきたいと思っております。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。

司会(益永課長)

それでは、ここからの進行は、山本会長にお願いいたします。 山本会長、お願いいたします。

山本会長

当協議会の会長を務めさせていただいております山本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、広島市中央卸売市場業務条例等の改正について、市長からの諮問機関として皆様に審議してもらうわけでございます。

場長をはじめ、職員皆様方、不眠不休で条例改正に取り掛かられたということであります。そういったことで本日は急な御案内でありましたが、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、市の方から説明をお願いします。よろしくお願いします。

千原場長

それでは、広島市中央卸売市場業務条例等の改正に関する概要について御説明をさせていただきます。失礼して、着座にて御説明させていただきます。

それでは、御手元の「広島市中央卸売市場業務条例等の改正に関する概要」を御覧ください。

表紙、目次をおめくりいただきまして、1ページ、「条例改正の理由とポイント」の 1. 「条例改正の理由」でございます。

このたびの広島市中央卸売市場業務条例の改正は、卸売市場法が改正され令和2年6月21日に施行されることから、それに対応するために行うものでございます。

2. 「法改正の趣旨と条例改正の方向性」でございます。

平成28年度に改訂された国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立に向け、卸売市場についての合理的な理由のなくなっている規制は廃止することなどが示されたことを踏まえ、平成30年6月に卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行されることとなっております。

この広島市中央卸売市場業務条例については、この度の法改正を受けて改正するものですが、「安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給を担う、中四国の拠点市場」を目指している本市の中央卸売市場が、市場に係る規制の緩和を踏まえつつも公正な取引環境を確保したうえで、卸売業者等の創意工夫により現状の取引実態に沿って産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できる市場となるようにするために行うものです

続きまして、3.「条例改正のポイント」でございます。

こちらは、(1) 環境の変化に柔軟、迅速に対応するための規制緩和、(2) 公正な取引環境の確保、(3) 市場における業務及び市場施設の使用に係る協定制度の創設の3点を挙げております。

(1)の「環境の変化に柔軟、迅速に対応するための規制緩和」です。

これは、加工食品や外食需要の拡大、流通の多様化及び産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、第三者販売、商物分離取引、自己買受及び直荷引きに係る規制について、これまでの原則禁止規定を廃止し、報告制に改める見直しを行うものです。

(2)の「公正な取引環境の確保」です。

これは、公正な取引環境を確保するため、卸売業者や仲卸業者に対して、第三者販売、商物分離取引、自己買受及び直荷引きに関する取引実績の報告を義務付けることで、開設者が取引実態を適切に把握するとともに、取引参加者が遵守すべき事項についての規定を整備するものです。

(3)の「市場における業務及び市場施設の使用に係る協定制度の創設」です。

これは、本市の中央卸売市場が、取引参加者の創意工夫により産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できる市場となるよう、本市が開設する市場施設において、本市(開設者)との間で、市場施設の使用や市場における業務に関する遵守事項等を定めた協定を締結した卸売又は仲卸しなどの業者が使用し、業務を行えるようにする制度を創設するものです。

2ページを御覧ください。

このたびの法改正の主な内容を記載しています。本日は時間の都合上割愛させていた だきます。後ほど御覧いただければと思います。

3ページを御覧ください。

「条例及び規則の改正に関する概要」でございます。ここでは、改正条例案などの規 定に沿った形で内容を整理してございます。

まずは、「目的」の項目を御覧ください。

これは、条例の目的を法改正の趣旨を踏まえたものに改めるもので、改正案ではその目的を「市場の適正かつ健全な運営を確保するとともに、取引参加者の創意工夫を生かして生鮮食料品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資する。」と規定いたします。

続きまして、「定義」の項目を御覧ください。

これは、卸売業者や仲卸業者などの定義を行うものです。

卸売業者については、これまでの国が許可した者から、本市と施設の使用及び業務に関する事項についての協定を締結した者に変更します。仲卸業者及び関連事業者については、これまでの市長の許可した者から、本市と施設の使用及び業務に関する事項についての協定を締結した者に変更となります。売買参加者については、これまでの市長の承認を受けた者から、届出をした者に変更となります。せり人については、これまでの市長の登録を受けた者から、卸売業者が届出をした者に変更いたします。

続きまして、「青務」の項目を御覧ください。

これは、開設者と取引参加者・関連事業者等のそれぞれの責務について定めるものです。開設者の責務については、取引参加者の創意工夫を生かした生鮮食料品等の流通の合理化と、公正な取引環境の確保を促進するための施策等を実施すること、取引参加者・関連事業者等の責務については、これらの本市の施策に協力することと規定いたします。

続きまして、「施設の使用等」の項目を御覧ください。

これは、これまでの市場施設を使用する場合の市の使用指定・使用許可の制度を廃止し、新たに、取引参加者の創意工夫を生かして生鮮食料品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進するため、卸売業者、仲卸業者の業務の方法及び市場施設の使用の方法等について、本市と使用者の間で協定を締結することによって行う新たな制度を創設するものです。

あわせて、市場施設の使用に関する入場の制限や禁止行為についても規定いたします。

4ページを御覧ください。

改正法は、開設者に対して、業務の方法として、①開設者による差別的取扱いの禁止等、②開設者による卸売結果の公表、③開設者の指導監督、④売買取引の方法について、せり・入札または相対取引とするなど、また、⑤決済の方法につきまして、早期決済義務及び契約等に定めた支払期日の遵守など、の項目について定めることを求めています。

ここでは、本市が中央卸売市場としての国の認定を受けるために必要なこれらの規定 及び公正な売買取引に必要な事項について規定しています。

5ページを御覧ください。

取引参加者の遵守事項は、改正法が定める共通ルールと、それ以外の取引ルールの2つがございます。資料では、5ページに共通ルール、6ページにその他の取引ルールをお示しております。

まず、共通ルールについてです。共通ルールについては、5ページにあるように、① から⑦まで7項目ございます。①売買取引の原則、②差別的取扱いの禁止、③売買取引の方法、及び、⑥決済の確保は、4ページの「業務の方法」で定めるところによることと定めております。それに加えて、④売買取引の条件の公表、⑤受託拒否の禁止、⑦売買取引の結果等の公表について、中央卸売市場の国の認定を受けるために必要な規定及び公正な取引環境を確保するために必要な事項について定めるものです。

6ページを御覧ください。

改正法では、開設者が法に定める遵守事項以外の遵守事項を定める場合には、当該事項が今申し上げました7項目の共通ルールに反しないこと、取引参加者の意見を聞くこ

と、そのルールを定めた理由の公表がされていることなどを求めており、本案におきま しては、お手元の資料のとおりの遵守事項を掲げております。

上から、商物分離取引、第三者販売、それに加えて仲卸の項目の直荷引きについては、これまでの原則禁止から、規則でその実績報告を義務化することへの見直しをしています。自己買受及び買戻しについては、これまで禁止となっていましたが、事業報告書でその実態を把握することに見直しをしています。

そのほか、せり人の登録及び売買参加者に対する市長の承認については、それぞれ届 出制に変更いたします。

なお、これまで規定のなかった「せり売等に参加する者への制限」及び「需要に応じた集荷に努める義務」について、新たに施行規則で規定するよう考えております。

7ページを御覧ください。雑則についてです。

まずは、中央卸売市場運営協議会についてです。

現在の当中央卸売市場開設運営協議会については現行法に定めがございますが、改正 法では規定がありません。しかし、本市におきましては、卸売市場の適正かつ健全な運 営を確保するため、条例において、市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議する 広島市中央卸売市場運営協議会を設置することとしております。

次に、指導及び助言等についてです。

これは、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、

「その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすること」、「業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は本市の職員に、当該取引参加者の承諾を得て、その事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること」、「その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を求めること」ができるという規定です。

このほか、「市場への出入り等に対する指示」、「市場秩序の保持」、「場外保管場所の指定」及び「罰則」について、雑則において規定いたします。

8ページを御覧ください。今後の予定でございます。

私どもとしましては、協議会で本案を御審議、答申をいただいた上で、第一回市議会 定例会に改正条例案を上程し、御審議をいただきたいと考えています。

改正卸売市場法の施行日は、令和2年6月21日となっておりまして、この期日まで に新たな業務規程となる改正条例などを添えて農林水産大臣に認定を申請し、中央卸売 市場の認定を受ける必要がございます。

なお、条例及び規則等の施行目は、改正法と同日を予定しております。

駆け足での御説明となりましたが、資料の説明は以上です。

現行の条例と大きく変わる点も何点かございますので、よろしく御審議のほどお願い いたします。

山本会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見があればお聞き したいと思いますが、いかがでしょうか。

宮本委員

花き商業協同組合の宮本でございます。二、三点ちょっと基本的なことだと思います が説明をお願いしたいと思います。

まず、規制が撤廃される第三者販売、直荷引き、商物一致などについて、かつてないことであり、これがこのまま導入されると大きな混乱が出ることが十分予想されるんですが、例えば、花の場合ですと、直接、卸さんが小売店舗をあちこちに開設することも可能であろうし、道の駅など色々なところに出店することも可能であろうし、規制行為が易ければ、そっちの方へ持って行った方がはるかに高く売れるということが十分予想

できますから、そうなると既存の販売ルートがずたずたになって、結局今まで、卸、仲卸、小売り等が、また生産者を含めた市場内の秩序維持あるいは親睦や色々な商品拡大など協力してしてやってきたことが根底から崩れるという可能性もある訳でして、このことが花業界・消費者・生産者を巻き込んで良くなるかといえば、どうも不安の方が大きい。

もちろんこれは初めてすることなのでやってみないと分からないということは分かります。ただ、混乱が起きた時にどのような形で修正して是正していくのか、そこらあたりをどう考えておられるのか。

また、非常に立場の弱い売買参加者というのは、こういう者はどういうふうに今後扱われていくのだろうかということも非常に懸念している。そのあたりについて説明をお願いします。

山本会長

場長、お願いいたします。

千原場長

では、私の方からお話をさせていただきます。

このたびの様々な規制の緩和につきましては、市場法自体が改正となったその理由や背景に要因があると我々は考えております。卸売市場をとりまく環境としては様々な取引、市場を介さない取引やインターネット通販であるとか、その他過去には起こってなかった流通がすでに始まっております。そうした中で、このたびの市場法自体の改正によって、中央卸売市場につきましても民間事業者でも条件が整えば認定を受けることができると規定されております。そうした民間事業者が、今後、卸売市場を開設していくことを想定し、そしてまた様々な取引状況が今後ますます闊達に行われるような状況が想定されるわけですが、広島市の中央卸売市場のみがそういった規制を設けていることで、そうした民間が開設する卸売市場の事業者と取引で対峙した時に、果たして市場として進むべき方向はどうなのか。廃止できる合理性のなくなった規制については廃止した中で民間の卸売市場なりの自由な取引環境と同等にした上で対峙して競争ができる、そういった取引環境を広島市中央卸売市場としても整備しておく必要があるのではないかというふうな考え方でございます。

とは言いながら、今、委員がおっしゃいました卸売業者が第三者販売ということで小 売業者に今まで以上にどんどん荷を卸していくことで不必要な競争が生じる可能性が あると御懸念されているとのことがありました。そういった部分につきましても先ほど の今後想定される自由な卸売市場やそうした取引が想定される中で、広島市だけそうい った規制を残していても、その規制が盾になって自由な取引や取引の競争に太刀打ちす ることができないのではないかという考えで自由化するということでございます。とは 言いながらも、実際に広島市のこの中央卸売市場で、卸売業者さん、仲卸業者さん、売 買参加者の皆様がそれぞれ自由な取引を行うことでそれぞれが潰し合うといいますか、 市場自体の運営に支障が出るというようなことを我々は到底望んではおりません。そう いった意味では、実績報告書を徴する中で開設者の方で実態を把握しながら、行き過ぎ た商業活動をしているのではないかとか、卸売業の本分をおろそかにして第三者販売に 傾注するとか、そういったことが起こらないよう取引関係については監視していきたい と考えております。また、開設者が間に立って、卸売業者さん、仲卸業者さん、売買参 加者さんがお互い話し合いの下に取引が活性化するような方法が無いかという部分に ついて、今まで以上に開設者として皆様方の間に介在して相談に乗りながらより良い解 決策を生み出していきたいという考えのもとにこの度の様々な規制については原則と して廃止するという考えにしたものでございます。

宮本委員

おっしゃることはよく理解できます。他市場もあることですから他市場から広島地区 へ来られることも当然あるかと思います。

ただ、他市場の業務条例の改正案を見ますと、広島市の案は一律全部撤廃という方向

ですが、他市場であれば原則禁止、そして、案件によっては例外規定でやるという逆の 発想も考えているところも多いように聞いております。そういう方向でという気もしま すし、また、問題が起きた場合には、この中央卸売市場運営協議会で審議させてもらう ということですね。

ただ心配なことなんですが、この市場でも昔は色々な専門部会がありましたが、この何年も全く開かれていない。ここで協議会を作られても1年に1回のみとかしか開いてもらえないというようなことですと形骸化してしまうのではないかと。もっと柔軟に、問題が起きたときには速やかに開いて協議するということを、もっとはっきりとお約束いただきたいとそう思います。そうであれば、起きたことに皆が知恵を出し合ってまた協議するという道筋もつくのではと思います。今までのやり方だと、どうも1年に1回ぐらいというやり方だと、なかなか対応はできないのではないかという気がしております。そういう点をちょっと心配しております。

鈴木業務担当課長

御懸念されるところ、ごもっともだと思っております。

このたびの改正の中では、一番の我々の認識は市場業界の方々と市場を共同経営していくということの中で協定を結んで、ある意味対等であり、同じ方向に向かって一緒にやっていこうということで、卸売業者さんにも仲卸業者さんにも本市の趣旨を理解していただいた上で運営をしていただくというふうに考えております。

取引につきましては、規制は緩和しておりますが、実績報告を求めるということと、 その内容を我々の方で見させていただきまして、取引委員会の中で御報告するなり、そ こで市場としての取扱の方法を色々と議論させていただければと思っております。

現在、部会で殆んどの取引関係につきまして議論をするような形を行っておりますが、なかなか皆さんがお集まりするのに時間が取れないということもありまして、部門ごとに開催がまちまちなっているのが事実だろうと思っております。これをどのような範囲で運営していくかは、これから議論していこうかと思っておりますので、皆さんが集まりやすいような形でそれらのことが議論できるような場を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

矢野委員

先ほどの御説明で今回大きな変更ということで協定という言葉が出てきているんですけれども、他市場の例を見ましても、この協定という形をとるのは広島市場だけと私の知る限りなっておりまして、他の市場からも私自身も聞かれることがあると思いますので、ちょっと教えていただきたいことがいくつかあります。七点ぐらい。

一つは、先ほど資料の御説明の中で、3ページの施設の使用等というところで「取引参加者の創意工夫を生かして生鮮食料品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進するため」、これは改正市場法の方針ですね、それをするために協定という形をとる一番の理由は何かということが一点です。

あと、ちょっと細かい質問になるんですけれども、先ほどの説明の中では、協定を結ぶのは、開設者と卸売業者、仲卸業者などとなっているんですが、施設を使用するのはそれ以外の色んな事業者、例えば駐車場の利用者とか色々あるかと思うんですけれども、その協定を結ぶ対象の範囲というのは、現時点でですけれども、どのあたりを想定されているのでしょうか。

協定を例えば、仲卸業者 A さんと市が結ぶ協定と、B さんと市が結ぶ協定は内容が同じであるのかどうかということが三点目です。

四点目として、もしA仲卸業者とB仲卸業者と結ぶ協定の内容が違わないのであれば、これは使用許可とどう違うのかというところがちょっと分からないので確認したい点です。

五点目ですが、特に売買参加者の方の立場、今のところ届出になるとなっているのですけれども、例えば、色々、買参人の方でも施設や積荷出し場とか使われるところもあるかと思うのですけれども、特に駐車場を使われる場合は、まあそれが固定になる場合

は駐車場使用料とかも発生するかとも思うのですけれども、それが届出と協定とが二重 になってしまうのかというところです。

次が、協定で、先ほど鈴木課長の話で、ある意味対等でということがあったんですけれども、協定書や契約書というのは、たいてい甲と乙で結んで、甲の責務・乙の責務という形があると思うのですけれども、その場合、市の開設者の責務というものも盛り込まれるのかということで、開設者の方が協定違反というか罰則違反の場合もその条項とかそういったものも含まれるような形での協定なのか、あるいは、一方的に甲の示す要件に乙が遵守するという形の協定なのか、特に先ほど、7ページの雑則のところで「指導及び助言等」というものもあったのですが、もし対等であればこういったものも協定に入ってくるのかなという感じもするのですけれども、そのあたりはどうなのかなという点で、とりあえず協定に関しては以上です。

千原場長

では、私の方から。まず、協定にした理由ということでございますが、そのお話をす る前に、まず業務許可を廃止したというところの不安というのもありますのでそのあた りも含めてお話しさせてもらいます。現行法におきましては卸売業者さんの業務の許可 については卸売市場法の中で規定されています。仲卸業者さんの許可については開設者 が行うということになっていますけれども、改正卸売市場法におきましては、国による 卸売業者への業務の許可が廃止されることになっています。そうした国の法改正の趣 旨、と言いますか許可制度を廃止するという趣旨を踏まえて、まず広島市、本市のスタ ンスとして、こうした法の改正の趣旨を踏まえた場合に広島市が独自で業の許可を発す ることは好ましくないのではないか、法の趣旨に反するといった判断が私どもにありま す。そうした中で業の許可をする以外の方法で、場内で業務をされる方々の位置づけを どう示すのかといった場合に、東京の中央卸売市場の条例におきましては施設の使用許 可という形をとっておられます。東京の条例におきましてはその業務の内容について条 例等で詳細を規定し、また一部を規則に落としていくというような状況があろうかと思 います。そうした中で広島市が行うこのたびの協定にした理由になるわけですけれど も、条例の中でまず使用許可を根拠に卸売業者さん仲卸業者さんに使用させるという方 法も当然想定されるんですが、そうではなくて、今まで市場の使用については業の許可 に付随して使用指定という形でこの業を行うならこの場所を使いなさいよという形を とっていたんですけれども、使用指定でその場所を指定して業務をしていただくという のではなくて、開設者と卸売業者さん仲卸業者さんが同等の関係と言いますか、契約関 係をイメージしているのですが、その協定に基づいて今まで使用指定書に書いてあった 施設の使用に関すること及び卸売業務、仲卸業務に関する遵守事項等についてもこの協 定に基づいてやっていただこうと。そうすることによりまして条例で今までのようにが んじがらめに規定して行うよりも、今後想定される様々な環境変化、市場を取り巻く環 境変化にも、ある意味、臨機応変に迅速に対応できる形が取れるのではないかと。そう いった発想の基に条例で詳細な業に関する規定をするのではなくて、条例においては、 重要なこと、基本的なこと、条例で定めなければならないこと、を規定しまして、その 他の取引ルールに該当するような卸売市場ごとに独自のルールを定めても良いとされ ている内容等につきましては、条例ではなくて、施行規則であるとか、この協定に基づ いて運用していこうと。そうすることが今後想定される大きな環境変化にも対応できる 今考え得る一番良いシステムではないかなという発想の基にこういった協定制という ものを創設することとしました。これがまず協定を採る一つの理由ということのお答え になろうかと思います。

で、2番目の、開設者と卸売業者、仲卸業者など、協定を結ぶ範囲という御質問、御指摘があったかと思いますけれども、資料の3ページにございますように、あくまで協定を締結する者については市場内の施設を使用するというのがまずひとつ言えることです。そういった意味で、書いてありますように卸売業者、仲卸業者、関連事業者、その下に、特に必要があると市長が認める者とありますけれども、それ以外の方で特別に

短期間にこの場所を使用したいとかですね、といった場合には今までは施設の行政財産の使用許可という形をとっていましたけれども、この条例施行以降、協定制の下においてはそういった一時的な使用においても協定を締結して使用していただくと、そういった制度に改めようというふうに考えております。それが対象の範囲ということになろうかと思います。

そして、協定の内容について、A社とB社とがあった場合に内容は同じものであるのかどうかということにつきましてですが、施設の使用に関することも協定の中に盛り込みますので、A仲卸業者さん、B仲卸業者さんでは当然使用していただく場所も違いますので、そういった意味では記載内容が変わってきますし、面積も変わってくる場合もあるでしょうし、使用料も変わってくる場合もあるでしょう。ただ、基本的には、卸売業者のパターン、仲卸業者のパターン、関連事業者のパターン、その他の施設を使用する場合のパターン、という形で整備していこうというふうに考えているところでございます。

使用許可と何が違うのかということでございます。先ほども申し上げましたが、宮本委員からの御質問のときにちょっと触れさせていただきましたけれども、今後、法改正によりまして民間事業者が開設する中央卸売市場というのも当然想定されるわけでございます。そうした自由な取引が闊達に行われてくるであろう将来の環境を想定した場合に業の許可というのはなじまないという部分もどこかにあると思いますが、今、市の施設であるから行政財産の使用許可ということもあるんですが、行政財産につきましても使用許可という形を取る方法と、もうひとつ、こういったお互いの契約関係に基づいて使用を規定できるということが実際にございます。そうしたお互い対等な立場と言いますか、ここで、この制度を創設しておくことによりまして、民間事業者が開設する市場とそこで働いていらっしゃる卸売業者さん仲卸業者さんなどとの関係性において同等な状態に近づけられるのではないか、要は、将来的に市場間競争と言いますか、そうした環境の中でも、十分、広島市の卸売市場は太刀打ちできる、対抗できる、そういった競争ができるというような関係をこの機会に構築しておきたいという思いもございまして、あえて使用許可という形ではなく、対等な契約の関係というような形を取るというような判断をしたところでございます。

鈴木課長

業務担当課長でございます。

売買参加者が施設の使用をするときは協定かということだった思うのですけれども、 理屈的には特に必要のあるという場合で、例えば買荷保管積込所をしつらえたいという 話になれば、そのあたりを協定書の中で設定するような形になろうかと考えておりま す。

協定にかかる双方の責務についてですが、協定ですから何かあれば協定解除みたいなものが発生するんだろうと思っております。甲・乙という使用契約みたいなものとはちょっと違うイメージで持っておりますけれども、一般論に沿ったものを考えていく必要があるのかなと思っています。まだ協定書の構成自体が確定しておりません。いったん作り上げたものを法律的に、色々な根拠法令に照らして、これで正しいかどうかというところはまだ議論のあるところでございまして、ただし、協定というものを結ぶということで双方合意という、それは市場運営にかかる方向性を正すというところでもっていくということでありまして、市場施設の運用の中でそれを市場施設として正当性があるかどうかということでの審査をする必要があると思っていますけれども、使用するにあたっては、いわゆる使用許可でバシッと縛ってしまうのではなくて、使う側も市場運営に積極的に関与していただくようなことを考えています。その意味では、先ほど申し上げましたように、市場の共同経営者のひとりであるという意味で勝手に市場を使うというものではなくて、効率的に公正な取引を図るための効率的な運用を図るという意味での内容が示されるのではないかなというふうに考えております。

指導と助言のところになりますけれども、指導、助言についてはまとめた形で今回書

かせていただいております。今までの条例の中で指導、助言のところではやってはいけないことについて種々ばらばらになっておりましたので、これをいったん統合させていただいたような形でそういう項目を設けております。その中で業務とか会計、その他のいろんな指導をするということになりますので、協定の内容についても、協定書の中に示すものも当然出てこようかと思いますし、それ以外のものについては、条例の指導、助言等の中で対応していきたいと思っております。以上です。

矢野委員

業務許可は自由度を下げるということで、できるだけ自由なビジネスでということは 理解しているんですけれども、ただ、今まであった部類とか取扱品目ですね、そういっ た業の許可と業務上の遵守事項で全然違う話だと思うんですけれども、業の許可にかか わるところ一言で言うと取扱品目ですね、そこも自由になるということですか。国の法 律としてはそこも取っ払うような形の書きぶりですけれども、そのあたりは?

鈴木課長

取扱品目につきましては、基本的に現在のものを当てはめて考えております。その意味では部門制が国の場合は廃止されましたけれども、我々とすると管理上のこともありますので、建物ごとに、花き部、青果部、水産物部というようなものは考えていきたいなと思っておりますけれども、それぞれ部類制を置くということではないです。

取扱品目については自由な取引ができるという国の方針でございますので、例えば、青果部の方が水産物を扱うとかというのは法令的には可能になっておりますけども、この中央市場については三部門揃っておりますので、また、大きく言えば食肉市場さんも含め四部門いらっしゃるということの中で、バランスが取れた取扱いをしていただかないと混乱を招くだけですので、そこについては、やはりその青果物については青果部の卸売業者さん仲卸業者さんという整理をさせていただきますけれども、取扱品目で確かに縛りはありますけども、この制限といいますか主たる業務をしっかり行う限りにおいては若干の取扱品目以外のものがあったとしても、これをたちまち規制して取り締まるのかということではないと考えております。

ただ、その割合、度合いというのが当然出てこようかと思いますし、そこにつきましては現状の施設で考えれば補助金等が入っており適化法の関係上もありますので、それを超えたものにすることについてはいかがなものかということは当然出てこようかと思いますし、水産物、食肉に関して言えば衛生を含めた営業許可というものもありますので、そういったところも考えていかなくてはいけませんし、今後 HACCP の運用なども考えますと、そのあたりの管理も複雑になってまいりますので、そのようなことを考えて一部やるということはあろうかなとは思っております。

これは、生鮮食料品流通全体のことを考えたときに加工品も当然扱われていくということの中で、取引というものを完全に規制してしまって一部分しかできないということはいかがなものかというところの法改正の趣旨もあろうかと思いますので、そういったところの中で動けるようなところということは考えております。以上です。

山本会長

よろしいですか。そのほかの質問等があればどうぞ。

佐古田委員

青果仲卸組合です。

今回の条例改正において、色々と大事な意見があるんですけれど、我々の立場としま しては、第三者販売というものは反対、というふうに言わせていただいております。

そしてですね、市の方より説明があったように、広島市としてはそういうものは、条例として国が緩和するものに関しては規制することはできないという問題もあって、私どもは反対という感じで言ったんですけど、なかなか難しいということで、その環境でやらなければいけないということで、この協定はですね、果たしてどこまでどういう協定が作られるのか、前の会議では、今と殆んど変わらない、大きく変えるつもりはない、そういう意見はあったんですけど、果たしてどこまで変わるものなのか、今回、これが

運営協議会ということで、市議会に上げる最後の上程のあるまでの決定ということで、そこで、ある程度のものを示していただかないと、条例改正を審議会で協議して協議案がもう決まったんですよ、というのを我々がなかなかそこまでのところで、協定を締結するのを認識してるのか、どれぐらいまで制限があるのか、というのも、ある程度は知りたいということと、ちょっと根本的な話になるんですけども、こういう感じで、ある程度自由化というものを、先ほど場長からもありました民間でも開設が考えられるということもあったんですけど、果たして広島市は将来的にはどういうことまで考えているのか、そういうことをちょっと聞きたいのです。

千原場長

はい、協定の内容についての御質問でございます。

先ほど鈴木課長のほうからも申し上げましたように、色々と今、構成なり内容なり案を出しているところでございます。そして、先ほど私が申し上げましたように、協定書に記載する内容については、今までの使用指定書にありましたような施設の使用に関すること。プラスもう一つ、業務に関すること。この業務に関することにつきましては、その共通ルール、独自ルールも含めた遵守事項等が主な内容ということになります。

もうひとつ、プラスアルファで今考えているのが、そういったもののほかに、ここの 立地を考慮して商工センター地域の活性化というのもまた本市の一つの重要な案件で ございますので、そういった意味で地域貢献規定を努力義務として設けるということ。 そして、先ほどもちょっと出ましたけれども、事業者間で創意工夫を活かして、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、また、開設者も含めて、一致協力して連携しながら、自由 闊達な取引ができるような環境を整えるように話し合いをしたり、そういった努力をそれぞれの立場でしていこう、というような条項を設けようと今のところ考えております。

ですから、殆んどが今までの使用指定書にあるような施設の使用に関すること、それ プラス、それぞれの卸売業者さんと仲卸業者さんとそれぞれの業者さんに課せられた遵 守事項等を記載するものでございまして、そうした意味で、今までの許可に基づいた施 設の使用ということとそう変わるものではないということです。

そしてもう一つ、将来的に民営化ということも考えているのかということにつきましては、全く考えておりません。

今回の条例の目的にも記載するようにしておりますけれども、最終的には、市民等の生活の安定に資することをこの中央卸売市場業務条例の最終目標ということにも掲げておりますように、市民の食生活等の安定を図るという責務を我々は持っていると思っておりまして、そういった意味におきましても民営化等については、今現在は全く考えていないということを申し上げたいと思います。以上でございます。

佐古田委員

はい、どうもありがとうございます。我々業者のほうも今までこういう形でやってるんだから権利を守りたいということではなく、市場というところは卸・仲卸など、もっと言えば、小売組合の方が官民一体ということを言っておられますが、やはり同じ方向を向けるような市場を作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

千原場長

ありがとうございます。全く同様に考えておりますので、市場がますます発展するように部門を超えて、そして、立場を超えた協力体制というのを構築していければというふうに考えておりますので、よろしく御協力お願いしたいと思います。

山本会長

よろしいですか。

佐古田委員

はい。

山口委員

青果の売買参加者の山口です。よろしくお願いします。まず一つ、二つほど。

一つは、売買参加者の届出ということなんですけれども、これは現行法では開設者が 任意に設定できる、今まで通りにやるという認識であったんですけれども、届出制に変 わるというふうにここに書いてあります。で、届出制になるという話なんですが、市場 を利用する方々は協定を結んで利用するということで、我々も市場を利用するというこ とで、届出ではなく、協定、まあ契約ですかね、に、なぜならなかったのかということ。

もう一つは、代金の決済のところで4ページの代金の決済ですけれども、早期に支払いをするということは今まで通りだと思うんですが、支払方法のところに「現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれか」というのがありますけども、我々青果のほうでは代払というものがありまして、代払について市の方はどういうふうに思われているのか、今後も続けていくつもりはあるのかを確認させていただきたい。

場合によっては我々組合であるということもありますし、市場の青果のほうもいわゆる支払い転換にあると思いますので、これについて、なぜここに「現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれか」の中に代払が入っていないのかをお伺いしたいと思います。

鈴木課長

まず、売買参加者の届出のお話をさせていただきます。

売買参加者というのは基本的に仲卸業者さん以外でせりに参加できる方、資力・信用がしっかりした方ということだと法にも書いてありまして、私もそのように認識しております。

もともと買出人の中で保証金を支払ってその方が許可を受けることができるという ふうに旧法で制定されていたと思います。昭和46年の現法ができた時にそれが承認制 になりまして、承認制になった一番の理由は市場に来られる方をもっと増やそうという ことで承認制になったと伺っております。このたび、その承認制をさらに進めた形での 届出制ということで、もっと沢山の方に入っていただきたいという思いではあります。 ただ、従前からお話に聞いておりますように、届出制になれば誰でも彼でも来るのでは ないかということを御心配されていて、そこで市場の秩序維持はどうかというところが 御懸念のひとつだと思っております。そこにつきましては、届出の中で欠格要件等を設 けております。それである程度のものを捌(さば)けるのではないかなという認識でござ います。届出制の仕組みと言いますか、手続のスキームを、まず今までは部会で買参承 認が出ましたということで、だいたい組合からあげていただく、花の場合は卸売業者さ んからという形で(申請者の方を)知っていて承認されていましたが、それはあくまで も代払制度を利用するということが根幹にあって、水産では買出人制度の届出・精算会 社方式の仕組みでしたのでちょっとそこらへんは違ってくるのですけれども、基本的に は市場の中での売買参加者さんは組合加入のようなところがあったものですから、それ は我々行政側からはなかなか言いづらいところでございまして、このたび届出制にしま すけれども、あくまでもどういった方が卸売業者さんのせりに参加するのかというとこ ろの基準で構築しております。

実際に卸売業者さんのせりに参加されずに代払におられる方につきましては、組合加入がどういった形が良いのかというところはまた検討させていただきたいと思います。

それから、決済の方法のところに代払がなぜ入らないのか、ということについてですが、ここの項目は国から示された方法の流れをここに例示として入れております。そこに代払制度を入れないのかということにつきましては、例えばクレジットとか銀行決済とかそういったものも含めて現金に入っているという理解です。以上です。

山本会長

山口委員、よろしいですか。

山口委員

代払制度についてどのような認識なのか。

鈴木課長

代払制度についてどのような認識かということですけれども、代払制度につきまして

は、一つは支払能力の小さい方が現金を持たずして購入できるということ、それからそれは迅速に卸売会社さんのほうに入るということで生産者さんのほうにも迅速に支払が可能となるという意味で、非常に我が国の市場ならではの優れたシステムだろうなという認識でおります。以上です。

山本会長

はい、どうでしょうか、よろしいですか。 その他に御質問等あれば。

矢野委員

代払制度を排除するものではないということで良いでしょうか。

鈴木課長

代払制度を排除するものではございません。

これはあくまでも民々レベルでの支払の方法を定めているという認識ですので、いわ ゆるその卸売業者さんが個々に与信・クレジットを付けて、今で言う特約ですか、そう いったものを含めて長期間の与信を付けてどうやってやるのかというのはあろうかと は思うのですが、今後キャッシュレス化みたいなものが進んでいくのか、今の代払制度 を維持する組合員さんの数、それから精算会社さんといっても同じようなことがあるか と思うんですけども、保証を置いてそれで運営していらっしゃいます。かなり厳しい状 況にあるということもお話に聞いておりますので、このシステムがどのような形で存続 されるのかというのは、それぞれの組合、代払機関のほうで御検討されることだろうな と思いますけども、これは私個人の意見ということで申し上げますけども、市場の中で そういった支払方法をどのように持っていくかということは今一度考えていくことも 今後必要なのではないかなと思っております。世間で言うキャッシュレス化っていうの がですね、市場でも PayPay というような話になるかどうかは分かりませんが、それは その支払を受ける側の体力にもよろうかなとも思いますので、そこがどのような方法が 良いのかというのはそれぞれの部門、卸売業者さん、仲卸業者さん、企業さんを含めた 考え方の中でやっていただければいいのかなと思っておりますし、我々がそれに協力で きることがあれば協力してまいりたいなとは思っております。以上です。

矢野委員

それに関しては、組合代払制度、精算会社方式などを排除することはないけれどもそれ以外も認めるというような形ですね。認めるというか、有っても特に問題はないという。

鈴木課長

要するに、取引ですから個々の契約になろうかと思っておりますので、個々の契約の中で成立するものが支払方法だろうと思ってます。その中で色々な選択肢がある中で、市場においては代払という優れた制度がありますよと。卸売業者さんの集金の方法についても、そこに係る人件費とか色々なものを含めて対応できているということであろうかなと思うんですけども、そうは言っても色々運営にはお金もかかるものでございますから、それをどのような形でやっていかれるのかっていうのは組合代払は、かなり悩まれているとお聞きしていますので、その中で維持するときに何が必要なのか、どうすれば良いのかっていうのは、取引関係者の間でまずは御検討も必要なことではないかなと思いますし、あくまで今申し上げたように将来的にキャッシュレス化みたいなものも、当然あり得るのだろうなという認識です。以上です。

井野口委員

水産物仲卸の井野口です。

仲卸業者についてですが、「本市と協定を締結し、仲卸の業務を行う者」というふうに書いてあるんですが、その協定書というのは、仲卸業者が10軒、20軒あれば、内容は一緒ですか。

千原場長

はい、当然、使用される場所なり面積等が異なりますので、そういった違いはありま

すけれども、基本的に仲卸業者さんであれば、その業務の方法に書いてある部分について共通した形になろうかと思っております。

井野口委員

契約をするわけですよね、協定を結ぶわけです。書類は交わすのですか。

千原場長

はい、おっしゃるとおりです。

井野口委員

協定違反をした場合はどうなるんですか。その判断はどうされるんですか。

千原場長

当然、基本的に、最初申し上げましたように、契約関係という前提での協定でございますので、最終的には協定解除、退場していただくということが出てくると思いますが、それに至るまでにそういうものも双方の合意の基に、今までの条例にもありましたように、何日間業務禁止であるとか、市場への出入り禁止であるとか、そういった部分については今後詳細を検討していこうかと考えております。

井野口委員

そうするとですね、認定された人が施設を使用できるということになっていますよね。施設が使用できるかという一つの事例ですよね、我々仲卸に対して、協定書の事例、こういう協定書でこういう条件ですよというもの、そういう事例は示してもらえないのですか。要するに協定書の中身です。我々はそれを見て施設を使おうかということになってくると思うのです。協定を結ぶ前に、施設を先に使わせてくださいというわけにはいかないのでしょ?要するに協定書を組んでからそういった施設を認定しましょうというふうに見えるんですが。

協定書の中身、事例がある程度分かるのであれば、我々に対して示してほしい。

千原場長

はい、規則等で定める方法により公募なりをして、そのときに協定書の案を公表して、 その協定書の内容に同意する者に、協定の申込みをしていただき、協定を締結して、業 務を市場内で開始するという形でございます。

ですから、一般的には、協定がまず皆さんの目に触れる形で、その条件を確認していただくという手続になろうかと思います。

山本会長

はい、良いですか、井野口委員。

井野口委員

はい、良いです。

山本会長

そのほか御質問ありますでしょうか。

水永副会長

今後の予定というところで、6月21日が施行予定と書いてあるんですけれども、それまでの、今後のスケジュールについて教えていただきたい。

千原場長

はい、この資料に書いてあるところにつきましても、条例施行規則で規定することや 協定で規定することの詳細の全てがまだ網羅されておりません。

そういった意味では、皆様方、特に場内事業者の方々の業務に関する重要なことになりますので、ある程度固まった段階でまた、このような場でお諮りさせていただき、御意見を拝聴した上で、その方針を決定していきたいということを考えております。そういった意味では、今後の予定についてちょっと大ざっぱな書き方をしておりますが、今話題に出ております、業務の内容に関する条例施行規則で書くような内容について、また、こういった場でお諮りをするということがこのスケジュールの間に出てこようかとは思っております。

月村副会長

よく分からないままにおかしな質問をするかもしれないのですけれども、2月の議会にはこの文案で出されるわけですか。

千原場長

横書きで書いております3ページ以降の内容につきましては、2月議会に上程しようとしている条例文案、プラスアルファ、今後施行規則で規定していこうとしている内容の両方が書いてあります。ですから、この内容全てが2月議会で上程しようとしている条例案の中身というわけではございません。

月村副会長

色々な意見が出ていましたので、反対される方も出るかなと私は思ったので、やはり皆さんの御意見を活かしながら、出来ないようなことは変えながら、お願いしたいなと思っております。やはりうまくいって欲しいなという気持ちでいっぱいなので、今日の御意見を活かしながら頑張っていただければと思っております。6月21日から施行されるということで、期間がないものですから、よろしくお願いしたいなと思っております。

山本会長

貴重な御意見だと思います。広島市の方は、少し慌しく、我々も今回のこの件についてあまり話ができなかったというようなことが実態だろうと思いますけど、先ほどお話がありましたけど、6月21日の改正法の施行を目の前にして来月の第1回の市議会へ上程しなければ間に合わないというような事情があるようですけれども、どうでしょうか、かなり御意見も出たようでありますので、月村副会長のほうからの話もありました、今日あった内容をしっかり議事録に書いてもらって、もう少し細則等々を詰めてもらった方がよいということでいかがでしょうか?

矢野委員

ここで反対するわけではなくて取りまとめなければいけないと重々分かっているんですけど、その他取引ルールで新設のところがちょっとまだ私も良く分かっていないところがあるんですね。その他の部分は、だいたい国であったり、その他の市場のところを踏まえて分かるんですけれども、新設の「せり売等に参加する者への制限」という、誰の何を制限するのかという点とですね、あと、「需要に応じた集荷に努める義務」という卸売業者さんの遵守事項なんですけれども、一方で「受託拒否の禁止」がありまして、一方で「需要に応じた集荷に努める義務」と出てきています。ここで、じゃあ需要が小さくなっていったらどんどん需要に合わせて集荷量減らせということなのかと。この需要に応じた集荷という意味。多分、市民のニーズに合わせたという意味だろうと思うんですけれども、書きぶりによってはちょっと卸売業者さんは大変かなというような感じもするのですけれども。

鈴木課長

まず、6ページの新設のところの「せり売等に参加する者への制限」と「需要に応じた集荷に努める義務」の件でございますけれども、ここにある項目は規則のほうで定めようかなというようなものであり、状態が固まったものではありません。今回の条例改正ではかなり大胆に切り取りを行って、それが規則のほうに落ちる形になります。その関係もあって規則がまだ整理しきれてないのが実情です。この項目につきましては、特にこの1、2か月の間に、ちょっとこのあたりの規定をどうするかと言いますか、条例の中でも考えていたもので、それらも規則でどのように反映されるかというのはこれからのことにはなるんでしょうけれども、この「せり売等に参加する者への制限」というのは、売買参加者さんが、もしも欠格事項があるのか判明したりした時にせり取引をするのはまずいのではということで、卸売業者さんがその方に取引の制限規制ができますよという規定を置いたらどうかといった話がありまして、今考えてるもので決まったわけではございません。ただ、開設者側からすると欠格事項があるような方というのを排除するのは秩序維持も含めて市場に出入りする者もそうですけど、権限としては持っております。

ただ、卸売業者さんのせり場でそういった方、取引される方の欠格要件が判明したときに取引するのはいかがなものかというのもありまして、それができるような制限を置いたらどうだというところがあって、新設とちょっと仰々しく書いてしまったんですけれども、その意味で記載しているもので、これを確実に今後規則の中で反映させるかというものではありません。

このあたりの制限にかけるところについては、また改めて整理しないと規則には無理ではないかというのもありますし、卸売業者さんのせり場での権限、せり取引を行うのは、当然、卸売業者さんですので、そういったところにも、しっかり反映していかないとトラブルになりますので、そこはもう少し考えていきたいと思います。ちょっとセンセーショナル的に載ってしまいまして、誠に申し訳ございません。

次に、「需要に応じた集荷に努める義務」ですが、義務というのは私も今読んでいて「んー」という感じはいたしますけれども、基本、卸売業者さんが、場内、この中央市場にどのような荷を持ってくるかと言ったときに、当然、委託販売がベースになりますけれど、委託者、生産者さんの方からどんどん荷が来るわけですけれども、実際、こちらにいらっしゃる仲卸業者さん、それから、売買参加者の方、それから買出人の方、そういった方々がこちらに実需者として需要を求めてまいりますので、その需要に応じたものをしっかり考えていただいて集荷に努めていただく。市場第一主義と言います。まずそういったところは、当然、軸足ですよということで、これを規定で置いたらどうだという話が内部であったものですから、それが今ここに載っていまして、これをどのような形で載せるのかというのはまだ決定したものではありませんが、ただ、卸売業者さんの責務と言いますか、定義の中で、つまり、ここに荷を持って来られるのは卸売業者さんだけですから、卸売業者さんが荷を持って来られなかったら買おうにも買えないということになりますので、その意味では中央市場の卸売業者としての責任を持って荷を引っ張って来ていただくというところがあろうかと思いますので、そういったところの規定を置こうかなと思っております。

ただ、矢野委員のおっしゃられたように需要がどんどん減っていったら市場自体が減るんではないかと、それはおっしゃるとおりのことになりますんで、そうならないように広く取引相手を探して売っていくというのが、これからの商売の方法ではあろうかなと思っております。

中央市場は中四国の拠点市場になろうかということを掲げているわけですから、しっかり外にも売っていくことも必要だと思っております。その意味で荷物がここに沢山集まってくれれば、この区域内で営業されてる方のところにも潤沢に届きますので、最終的には、市民に安全・安心な生鮮食料品等が安定的に供給されるという認識でおります。

決して、需要がシュリンクしていく中で市場もシュリンクしていこうということでは ございません。しっかりとした販売を行える市場というものを、先ほどから何度か申し 上げておりますけれども、市場全体で共同し、開設者も含めた共同経営ということで進 めてまいりたいということが本音でございます。

矢野委員

先ほど副会長がスケジュールのことがもう少し議論を踏まえての形でという話があったんですけども、皆さんの質問でかなり規則に落ちる部分に関するものが多かったと思うので、今日は会長がどのような形でどこまで承認されるのか分からないんですけど、今回の条例の内容ということであれば、この6ページの内容はペンディングでも良いということでしょうか。6ページの「その他の取引ルール」については、これは決定ではない。

これは鈴木課長が言われたように、まだちょっと十分議論できてないところがあるので、この6ページは承認せずに条例に盛り込むその他の部分を今日のこの会議では承認するという認識でよろしいですか。

鈴木課長

そうですね、規則に落ちる部分については、そういう形になろうかなと思うんですけ

ども、項目として遵守事項というものを掲げております。一番を言えば「差別的取扱いの禁止」というのは、条例にしっかり載りますし、売買取引の方法もいわゆる規則に定めるというのはここに載ってますので、全くいないわけではありません。規則に委任するという形を取りますので、遵守事項という項目はしっかりおりますので、ここを否定されると規則のほうに委任ができなくなってしまいます。規則に委任してしっかりとした取引ルールを設定するということにつきましては、これからまだ規則を作っていく作業がありますので、そういったところで反映させていきたいなと思っております。これも、中央卸売市場としての認定を得るための業務規定として必要な項目になりますし、今後皆さんの取引に関する一番のところが殆んどここにおりますので、これにつきましては、先ほど場長も申し上げたと思うのですけれども、改めてこのような場で皆さんの御意見をいただくということで進めてまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山本会長

6ページを全部割愛するということですか?

矢野委員

取引参加者の取引ルールについては規則のほうに置くということですか?

千原場長

はい、そういうことです。規則で規定することについては、改めてまたこういった場でお諮りさせていただくということです。また、条例に書いてあるのは本当に根幹的な共通ルールの部分が主でございまして、それは法律上規定しなさいということが書いてある部分が基本的に条例にあるということです。先ほどから議論になっている詳細なこと、いわゆる、本市場で独自に定めることができる取引のルール等については、規則で定めるという段階で再度お諮りいたします。

宮本委員

ちょっと確認させていただきたいのですが、規則については条例には載らないという意味ですよね。本議会に出される細則としては条例としては載らないと。

千原場長

6ページにあります規則で定める内容については条例に載りません。

宮本委員

ということは、将来的に色々変更というのは可能ですね。

千原場長

規則を定める段階で、またこういった場で御審議いただき、そこで詳細をお諮りしよ うかと考えています。

佐古田委員

協定なり規則については、広島市としてリーダーシップをとって、詳しく、皆さん同じ方向を向いていけるようなものをつくっていただきたい。

山本会長

色々と御意見も出ました。本来は、12月末には条例案を審議するということでありましたけれども、細則については別途審議するということで、本日の審議事項は了解ということで締めてよろしいでしょうか。

(各委員)

はい、良いです。

山本会長

場長、それではよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

千原場長

規則の段階でまた御協議させていただきますので、その時はまた御協力をよろしくお 願いいたします。どうもありがとうございました。